



2018年11月5日

各 位

会 社 名 R P Aホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役 高橋 知道  
 (コード番号：6572 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 取締役 松井 哲史  
 (TEL 03-3560-4880)

**第4回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び  
 第5回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使許可条項付）の  
 払込完了に関するお知らせ**

当社は、2018年10月18日開催の取締役会において決議いたしました株式会社SBI証券（以下「SBI証券」という。）及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といい、SBI証券及びモルガン・スタンレーを個別に又は総称して「割当先」という。）を割当先とするRPAホールディングス株式会社第4回新株予約権及びRPAホールディングス株式会社第5回新株予約権（以下、各々を「第4回新株予約権」及び「第5回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）の発行に関して、本日、本新株予約権の発行価額の総額（44,944,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2018年10月18日付プレスリリース「第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び第5回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使許可条項付）の募集に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

|                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 割 当 日                | 2018年11月5日  |
| (2) 発行新株予約権の<br>総 数      | 5,000個<br>第4回新株予約権 2,000個<br>第5回新株予約権 3,000個  |
| (3) 発 行 価 額              | 総額44,944,000円（第4回新株予約権1個につき10,367円、<br>第5回新株予約権1個につき8,070円）   |
| (4) 当該発行による<br>潜 在 株 式 数 | 潜在株式数：500,000株（新株予約権1個につき100株）<br>第4回新株予約権 200,000株<br>第5回新株予約権 300,000株<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は、それぞれ、第4回新株予約権が14,280円、<br>第5回新株予約権が当初20,000円です（但し、第5回新株予約権の<br>下限行使価額は、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の通り修正される場合があります。）が、い |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>ずれの下限行使価額においても、潜在株式数は、それぞれ、第4回新株予約権が200,000株、第5回新株予約権が300,000株です。</p>   |
| (5) 資金調達額           | 9,080,944,000円（差引手取概算額）（注）   |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条項 | <p>当初行使価額<br/> 第4回新株予約権 15,230円<br/> 第5回新株予約権 20,000円</p> <p>(1) 第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>(2) 第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円です。<br/> 第5回新株予約権の下限行使価額は、当初20,000円です。但し、第5回新株予約権について、当社は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができます（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）。第5回新株予約権について下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第5回新株予約権の新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i)14,280円又は(ii)当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。</p> |
| (7) 募集又は割当方法        | 第三者割当ての方法によります。  |
| (8) 割当先             | <p>SBI証券及びモルガン・スタンレー<br/> （内訳）<br/> 第4回新株予約権<br/> SBI証券：1,500個<br/> モルガン・スタンレー：500個<br/> 第5回新株予約権<br/> SBI証券：2,250個<br/> モルガン・スタンレー：750個</p>   |
| (9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容 | <p>当社は、割当先と締結した本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定しております。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等（同規程に定める意味を有する。）の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結した本新株予約権買取契約において、行使数量制限を定めております。</p>  |
| (10) その他            | <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結しております。</p> <p>本新株予約権買取契約において、割当先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | 60 取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨が定められております。 |
|--|---|

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
2. 当社は、2018年10月15日開催の取締役会にて、2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割することを決議しております。この株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権の発行要項第6項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ調整されます。

以上